

当院は「一般名処方」を推進しています。

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

そのため、後発医薬品のあるお薬について、特定の商品名を指定するのではなく、お薬の成分をもとにした**一般名処方※**（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。

一般名処方を行うことにより、特定のお薬の供給が不足した場合でも、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点は医師又は職員までご相談ください。

